

## 特定防衛施設周辺整備調整交付金の算定基礎の緩和に関する防衛省令の改正及び航空自衛隊松島基地の防災機能強化等に関する意見書

本市は特定防衛施設である松島飛行場を抱え、基地設置以来、協力・協調を軸として基地との調和を進めてきました。昭和49年より特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下、9条交付金と言う。）の交付を受け、基地周辺の環境整備向上に充ててきました。また、平成23年の施行令改正に伴い、本市は従前のハード事業からソフト事業中心へ施策転換を行い、防衛省補助で整備した施設の指定管理委託費や中学三年生までの子ども医療費や学校教育環境整備の財源に充てるなど、必要不可欠な財源となっており、9条交付金の財源確保は今後の市民生活の安定や福祉向上に大切な財源となっております。しかし、この大切な財源が、合併10年間は特例算定がなされてきましたが、防衛省としては10年目で一本算定の対象としたことと、東日本大震災が重なり、松島飛行場が通常運用されておらず、算定の基礎となる飛行回数や人口の減少など、不利な状況が重なってしまいました。

総務省が打ち出した「地方の実情に配慮した段階的な削減」という方針とは異なっている状況です。

また、東日本大震災時、航空自衛隊松島基地は市同様に甚大な被害を受けております。

基地の位置は、東松島市の地理上、重要な位置にあり、基地との一体的な復旧・復興が急務となっております。

市と基地の一体的なまちづくりは重要な課題であり、協力・協調態勢の継続の大きな原動力にもなります。しかしながら、現在進行している基地内の復旧・復興事業に市が行っている事業との間に一部空白地帯が生じている事も事実であり、市が整備している嵩上げ道路や高盛り土等との事業調整が必要であります。

加えて、東日本大震災の際には、陸海空の自衛隊の活動は、市民に大きな感動と勇気をいただき、現在のまちづくりにも大きな影響を与えています。国防に関する取組に欠かせない広報施設の重要性は、今後の基地対策の要となることから、広く国民や本市周辺の住民へのPRの場となる関連施設を整備されるよう、次の事項について強く要望します。

### 1. 特定防衛施設周辺整備調整交付金の算定に関する防衛省令の改正

本市は合併10年を迎えたことと、また東日本大震災の被災市でもあるため、総務省による普通交付税の激変緩和措置同様に特定防衛施設周辺整備調整交付金の運用基準を定めた防衛省令に「大災害時の特例制度」及び「合併市町村への段階的緩和措置制度」を設けること。

### 2. 航空自衛隊松島基地の防災機能強化について

本市は、沿岸部の「防潮堤」、内陸部の「防災盛土」や「嵩上げ道路」といった多重防御施設整備を進めており、松島基地における防災機能強化と一体的に、特に南浦地区立沼地区といった基地滑走路北側地区に空白地帯が生じているため、市と基地が一体となる災害に強い防災都市を構築するよう要望します。

### 3. 自衛隊宮城地方協力本部石巻地域事務所の移転拡充及び基地広報館の設置

東日本大震災への応急対応や復旧に際しての自衛隊の活躍は本市民に大きな感動を与えました。さらには昨今の国際平和維持活動などにより、国防という崇高な志をもつ自衛官任官希望者が増えており、国民の関心が高まっているところであります。

現在、本市の東端に位置しているが、航空自衛隊松島基地に近接した本市中心部であるJR仙石線矢本駅付近等に移転されるよう要望いたします。

加えて、東日本大震災の際の目覚ましい活躍や本市と連携した復興まちづくりへの貢献、そして、今後の国防への取り組み及び被災した基地内資料館展示機能等を具備し、広く国民へPRできる場を併設整備することにより、基地と本市の協力・協調のモニュメントとしても期待されます。さらに特筆すべきは、間近にブルーインパルス之母基地での訓練状況の見学等ができ、国民の理解のほか、本市にとりましても交流人口増加等の相乗効果が生じるものと期待されますことから、自衛官募集事務所の移転拡充措置を講ぜられますよう、要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年12月17日

東松島市議会議長 滝 健 一

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	山崎 正昭 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
財務大臣	麻生 太郎 様
総務大臣	高市 早苗 様
国土交通大臣	石井 啓一 様
防衛大臣	中谷 元 様
復興大臣福島原発事故再生総括担当	高木 毅 様